

工事検査事務処理要領

第1 趣旨

浜松市建設工事検査実施要綱第5条第7項の規定に基づき、工事検査の厳正的確かつ円滑な執行を図るため必要な事項を定める。

第2 一般事項

検査にあたっての一般的留意事項は次の各号によるものとする。

- (1) 検査に先立ちできる限り設計内容の理解把握に努める。
- (2) 検査事項の確認にあたり直接確認が困難な事項については、資料の提出を求めるとともに関係者の説明を求めて確認する。

なお、検査において資料の採取を必要とするものは、予め検査器具類の手配を行い、破壊検査を必要最小限に留める。

- (3) 検査対象工事に関連する他工事のある場合は、他工事周辺との取合いに留意する。
- (4) 検査において問題となった事項は、上司に報告しその指示により処理する。また、検査対象外であっても将来において問題になると予想される事項についても同様とし、関係者へ意見具申する。
- (5) 検査において設計内容と施工状況の不一致を発見したときは、関係者に内容変更に係る説明を求めて変更の理由を明らかにし、変更に伴い構造、機能、契約額等の契約目的を逸脱していないか確認して、明らかに判定できるものはその場で判定し、判断に苦しむものは上司に報告しその指示によるものとする。
- (6) 検査判定の許容値は次のア、イ、ウに基づいて判定する。
 - ア 構造的部分は、耐力、能力等の安全を確認する。
 - イ 意匠的部分は、工作物の目的精度、機能を確保しているか確認する。
 - ウ 特に許容値が定められたものはこれによる。

第3 検査監が実施する500万円未満の工事検査

浜松市契約規則第35条第2項に基づく500万円未満で、市長が指定するものは次の各号に定めるものとする。

- (1) 国又は県の補助事業で、工事担当部局以外での検査が規定されているもの。
- (2) 工事担当部局では検査できない専門技術を要するもの。
- (3) 対外的に検査監で検査することが妥当であるもの。

第4 出来高検査

工事が浜松市公共工事等の前金払等実施要領に規定する所定の工程に達し受注者から部分払いの請求があった時、又は工事の打切り、契約解除、災害の発生等により行う出来高検査は、監督員の作成した出来高調書に基づき、工事の材料及び出来高について検査する。

第5 中間検査及び査察

浜松市建設工事検査実施要綱（以下「検査要綱」という。）第3条第3号に定める中

間検査及び査察の実施時期は、中間検査については原則として次の各号の時期とし、査察は必要に応じて随時行う。

- (1) 水中に没する施工箇所——水張り前
- (2) 土中に没する施工箇所——埋戻し前
- (3) く体に没する施工箇所——配筋完了コンクリート打設前
- (4) 天井、壁、など仕上材に隠ぺいされる施工箇所——仕上げ施工前
- (5) 高所又は低所の施工箇所で完了時に確認困難なもの。——足場撤去前
- (6) 特殊又は重要なもので確認の必要があると思われるもの。——監督員に通知して実施

2 次の各号のいずれかに該当する場合の中間検査は、工事写真検査によることができる。

- (1) 軽微かつ一般標準的工法の工事
- (2) やむを得ない事情により前項の時期に実施できない場合
- (3) 建築基準法により工事監理者が定めてある建物の配筋等

3 中間検査及び査察時の指示、指摘事項並びに所見は、検査台帳に記録し適切なる完成検査の執行を期するものとする。

第6 中間技術検査

検査要綱第3条第4号に定める中間技術検査は、中間技術検査技術基準によるものとする。なお、指示、指摘事項並びに所見は、検査台帳に記録し適切なる完成検査の執行を期するものとする。

第7 材料検査

検査要綱第3条第5号に定める材料検査は、次の各号により材料の規格、性能、品質、数量等を測定検査し契約に適合していることを確認するものとする。

- (1) 同一規格のものは、抜取り検査の方法によることができる。
- (2) J I Sその他の諸規定に定めのある材料は、これの規定により検査しなければならない。

この場合規定に基づき行った製造者の試験記録をもってこれに代えることができる。

- (3) 品質又は性能については必要により所定の試験機関の検定結果をもって検査判定することができる。
- (4) 製品の検査に当たっては、製作図（承認図）の提出を求め契約内容に適合しているか確認し、これに基づいて検査する。
- (5) 検査時に用意させる書類等
 - 社内検査要領書 ○製作図（承認図） ○社内検査結果成績書
 - 材料規格証明書 ○その他検査監が必要と判断するもの。

第8 工事手直し等の取扱い

検査の結果手直しを要する場合は、次のA、B、Cの区分に従って措置する。

なお、大規模な手直しになるとと思われる場合は、上司に報告しその指示によるものとする。

A 出来形、品質の不良不足、施工間違い等で除却、改造、補強、再施工等工事目的物の機能を発揮させるに重大な手直しを要するものは、浜松市建設工事執行規則第42条の「工事手直し指示書」を發し「工事手直し完了届」を受け再検査を執行する。

B 出来形、品質の不良不足、施工間違い等で許容値を超えるものにあっても小範囲、小数のもので工事目的物の機能を発揮させるに重要な支障とならないものは、「工事手直し通知書」を發し工事手直し完了報告を受け再検査を執行することを原則とする。

C 工事目的物の構造、機能に支障とならない小範囲の疵、調整不良、仕上げ目残し、清掃等ごく部分的軽易のものは、監督員に伝達し手直しさせることにより再検査を省略することができる。

2 検査の結果手直し等不備があり合格までに長期間を必要とするものは、遅延理由に合格予定日を添え契約担当課長あて通知して適切な資金計画が図れるよう配慮すること。

第9 検査評定等

検査評定等は、浜松市工事成績評定要領により行う。

附 則

この要領は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年 4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

令和 年 月 日

工事担当課 課長

工事受注者 様

浜松市長名

工事手直し指示書

工事完成検査を実施した結果、下記事項について浜松市建設工事執行規則第42条6項により手直しを指示する。

| | | | |
|------|--------|--------|-----------|
| 契約番号 | | 着手 | 令和 年 月 日 |
| 工事名 | | 年月日 | |
| | | 完成 | 令和 年 月 日 |
| | | 検査年月日 | 令和 年 月 日 |
| 工事箇所 | 浜松市 地内 | 手直し期日 | 令和 年 月 日迄 |
| 請負金額 | ¥ | 手直しランク | A |
| 検査監 | | 受注者 | |
| 監督員 | | 現場代理人 | |

手
直
し
指
示
事
項

※ 手直し完了報告書に経過写真を貼付し提出のこと。

| | | | |
|---|----|----------|----------|
| | | 工事担当課 | 課 |
| | | 令和 年 月 日 | |
| 工事担当課 | | 課長 | |
| 受注者 | | 様 | |
| | | 検査監 | |
| <h3>工事手直し通知書 (B・C)</h3> | | | |
| <p>工事完成検査（中間検査・中間技術検査）を実施した結果、下記事項について手直しを必要とするから通知します。</p> | | | |
| 契約番号 | | | |
| 工事名 | 令和 | 年度 | |
| | | | |
| 手直し期日 | 令和 | 年 月 日迄 | 手直し検査 |
| | | | 再検査 / 委任 |